

別添

新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行
(別紙) セーフティネット支援対策等事業実施要綱 1 目的 (略) 2 実施主体 (略) 3 事業の種類 (略) (1) 自立支援プログラム策定実施推進事業 (略) (2) 生活保護適正実施推進事業 (略) (3) 地域福祉増進事業 (略) ア 地域福祉基盤整備事業 (ア)～(ウ) (略) (エ) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業 経済連携協定に基づき入国する外国人介護福祉士候補者が円滑に就労・研修できるように、受入施設における<u>日本語学習及び介護分野の専門学習</u>の支援を行う事業。	(別紙) セーフティネット支援対策等事業実施要綱 1 目的 (略) 2 実施主体 (略) 3 事業の種類 (略) (1) 自立支援プログラム策定実施推進事業 (略) (2) 生活保護適正実施推進事業 (略) (3) 地域福祉増進事業 (略) ア 地域福祉基盤整備事業 (ア)～(ウ) (略) (エ) 外国人介護福祉士候補者受入施設<u>日本語習得</u>支援事業 経済連携協定に基づき入国する外国人介護福祉士候補者が円滑に就労・研修できるように、受入施設における<u>日本語習得</u>の支援を行う事業。

(オ) (略)

(カ) 社会福祉法人新会計基準研修事業

社会福祉法人の会計担当職員及び監事等を対象に、新会計基準の基本的な考え方、その取扱いなど、適切な運用が図られるよう必要な知識を修得させる研修を行う事業。

(キ) 消費生活協同組合指導監督事業 (略)

(ク) 災害救助対策等事業 (略)

イ～カ (略)

(4) ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業 (略)

(5) 中国残留邦人等地域生活支援事業 (略)

4 事業の実施 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 地域福祉増進事業

ア 民生委員・児童委員研修事業実施要領 (別添3)

イ 福祉・介護人材確保緊急支援事業実施要領 (別添4)

ウ 福祉人材確保重点事業実施要領 (別添5)

エ 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要領 (別添6)

オ 社会福祉法人指導監督事業実施要領 (別添7)

(オ) (略)

(カ) 消費生活協同組合指導監督事業 (略)

(キ) 災害救助対策等事業 (略)

イ～カ (略)

(4) ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業 (略)

(5) 中国残留邦人等地域生活支援事業 (略)

4 事業の実施 (略)

(1) ～ (2) (略)

(3) 地域福祉増進事業

ア 民生委員・児童委員研修事業実施要領 (別添3)

イ 福祉・介護人材確保緊急支援事業 (別添4)

ウ 福祉人材確保重点事業実施要領 (別添5)

エ 外国人介護福祉士候補者受入施設日本語習得支援事業 (別添6)

オ 社会福祉法人指導監督事業実施要領 (別添7)

カ 社会福祉法人新会計基準研修事業実施要領（別添 8）
キ 消費生活協同組合指導監督事業実施要領（別添 9）
ク 災害救助対策等事業実施要領（別添 10）
ケ 日常生活自立支援事業実施要領（別添 11）
コ 運営適正化委員会設置運営事業実施要領（別添 12）
サ 地域福祉等推進特別支援事業実施要領（別添 13）
シ 安心生活創造事業実施要領（別添 14）
ス ひきこもり対策推進事業実施要領（別添 15）
セ 地域生活定着支援事業実施要領（別添 16）

（4）ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業実施要領（別添 17）

（5）中国残留邦人等地域生活支援事業

ア 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業実施要領（別添 18）
イ 身近な地域での日本語教育支援事業実施要領（別添 19）
ウ 自立支援通訳等派遣事業実施要領（別添 20）
エ 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業実施要領（別添 21）
オ 支援給付適正実施推進事業実施要領（別添 22）

5 国の補助 （略）

カ 消費生活協同組合指導監督事業実施要領（別添 8）
キ 災害救助対策等事業実施要領（別添 9）
ク 日常生活自立支援事業実施要領（別添 10）
ケ 運営適正化委員会設置運営事業実施要領（別添 11）
コ 地域福祉等推進特別支援事業実施要領（別添 12）
サ 安心生活創造事業実施要領（別添 13）
シ ひきこもり対策推進事業実施要領（別添 14）
ス 地域生活定着支援事業実施要領（別添 15）

（5）ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業実施要領（別添 16）

（5）中国残留邦人等地域生活支援事業

ア 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業実施要領（別添 17）
イ 身近な地域での日本語教育支援事業実施要領（別添 18）
ウ 自立支援通訳等派遣事業実施要領（別添 19）
エ 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業実施要領（別添 20）
オ 支援給付適正実施推進事業（別添 21）

5 国の補助 （略）

(別添1)

自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領

1 目的 (略)

2 実施主体 (略)

実施主体は、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村（町村については福祉事務所を設置している町村に限る。）とする。

3 事業内容

- (1) 就労支援事業 (略)
- (2) 就労意欲喚起等支援事業 (略)
- (3) 精神障害者等退院促進事業 (略)
- (4) 健康管理支援事業 (略)
- (5) 健康診査及び保健指導活用推進事業 (略)
- (6) 稼働能力判定会議設置事業 (略)
- (7) 自立支援業務に関する研修事業 (略)
- (8) 社会的な居場所づくり支援事業

「社会的な居場所づくり支援事業の実施について」(平成23年3月31日社援保発0331第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)に基づき、NPO、企業、市民等と行政とが協働する「新しい公共」により、社会から孤立しがちな生活保護受給者への様々な社会経験の機会の提供や、貧困の連鎖を防止するために生活保護世帯の子どもの学習支

(別添1)

自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領

1 目的 (略)

2 実施主体 (略)

実施主体は、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村（町村については福祉事務所を設置している町村に限る。）とする。

3 事業内容

(1) 実施体制整備事業

- ア 就労支援事業 (略)
- イ 就労意欲喚起等支援事業 (略)
- ウ 精神障害者等退院促進事業 (略)
- エ 健康管理支援事業 (略)
- オ 健康診査及び保健指導活用推進事業 (略)
- カ 稼働能力判定会議設置事業 (略)
- キ 自立支援業務に関する研修事業 (略)
- ク 子どもの健全育成事業

「子どもの健全育成支援事業の実施について(通知)」(平成21年7月9日社援保発0709第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)に基づき、福祉事務所において、専門相談員を雇い上げたり外部委託することにより①子どもやその親が日常的な生活習慣を身につけるための支援、②子どもの進学に関する支援、③引きこもりや不登校の子ども

援を行うなど、生活保護受給者の社会的自立を支援する取組の推進を図る。

(9) 居宅生活移行支援事業

「居宅生活移行支援事業の実施について」(平成23年3月31日社援保発0331第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)に基づき、無料低額宿泊施設等において、入所中の被保護者に対して自立・就労支援等を行う職員を配置する等、居宅生活等への移行を促進する事業。

(10) その他自立支援プログラム実施体制整備事業

上記(1)から(9)までの事業以外で自立支援プログラムの実施体制の整備に関する事業。

(削除)

(別添2)

生活保護適正実施推進事業実施要領

1 目的 (略)

2 実施主体 (略)

3 事業内容 (略)

(1) 生活保護法施行事務監査等事業 (略)

(2) 生活保護適正化事業

に関する支援を行い、子どもの健全育成を図る。

ケ 居宅生活移行支援事業

無料低額宿泊施設等において、入所中の被保護者に対して自立・就労支援等を行う職員を配置する等、居宅生活等への移行を促進する事業。

コ その他自立支援プログラム実施体制整備事業

上記アからケまでの事業以外で自立支援プログラムの実施体制の整備に関する事業。

(2) 自立支援サービス整備事業 (略)

(別添2)

生活保護適正実施推進事業実施要領

1 目的 (略)

2 実施主体 (略)

3 事業内容 (略)

(1) 生活保護法施行事務監査等事業 (略)

(2) 生活保護適正化事業

- ア 生活保護特別指導監査事業（略）
- イ 診療報酬明細書点検等充実事業（略）
- ウ 居宅介護支援計画点検等強化事業（略）
- エ 認定等事務適正化事業
 - （ア）収入資産状況把握等充実事業（略）
 - （イ）扶養義務調査充実事業（略）
 - （ウ）体制整備強化事業（略）
- オ 行政対象暴力に対する警察との連携協力体制強化事業（略）
- カ 関係職員等研修・啓発事業（略）
- キ 業務効率化事業

ＩＴを活用することにより生活保護業務の効率化を図る事業。

- ク 町村福祉事務所設置推進支援事業
 - （ア）都道府県事業（略）
 - （イ）町村事業（略）
- ケ その他適正化事業（略）

- ア 生活保護特別指導監査事業（略）
- イ 診療報酬明細書点検等充実事業（略）
- ウ 居宅介護支援計画点検等強化事業（略）
- エ 認定等事務適正化事業
 - （ア）収入資産状況把握等充実事業（略）
 - （イ）扶養義務調査充実事業（略）
 - （ウ）体制整備強化事業（略）
- オ 行政対象暴力に対する警察との連携協力体制強化事業（略）
- カ 関係職員等研修・啓発事業（略）
- キ 業務効率化事業

（ア）福祉事務所生活保護システムの改修事業

生活保護業務データシステム及び生活保護等版レセプト管理システムを運用するため、福祉事務所の生活保護システムにデータ出力機能等を追加する改修等を行う事業。

（イ）医療扶助レセプトオンライン請求対応事業

「ＩＴ新改革戦略」を受け、医療扶助レセプトをオンライン受領できるよう体制整備を図る事業。

（ウ）その他

ＩＴを活用することにより生活保護業務の効率化を図る事業。

- ク 町村福祉事務所設置推進支援事業
 - （ア）都道府県事業（略）
 - （イ）町村事業（略）
- ケ その他適正化事業（略）

4 その他 (略)

(別添3)～(別添5) (略)

(別添6)

外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要領

1 目的

経済連携協定に基づき入国する外国人介護福祉士候補者（以下、「候補者」という。）が円滑に就労・研修できるように、受入施設における日本語学習及び介護分野の専門学習の支援を行う。

2 実施主体 (略)

3 事業内容

受入施設における候補者の日本語学習（日本語学校への通学等）及び介護分野の専門知識の学習（民間業者が実施する模擬試験への参加等）に係る費用を助成する。

なお、候補者一人あたりの助成額は、23.5万円以内とする。

4 留意事項

受入施設において、候補者の日本語及び介護分野の専門知識等の習得状況に応じた研修（学習）計画等が策定されてい

4 その他 (略)

(別添3)～(別添5) (略)

(別添6)

外国人介護福祉士候補者受入施設日本語習得支援事業実施要領

1 目的

経済連携協定に基づき入国する外国人介護福祉士候補者（以下、「候補者」という。）が円滑に就労・研修できるように、受入施設における日本語習得の支援を行う。

2 実施主体 (略)

3 事業内容

受入施設における候補者の日本語習得（日本語学校への通学等）に係る費用を助成する。

なお、候補者一人あたりの助成額は、23.5万円以内とする。

4 留意事項

受入施設において、候補者の日本語能力に応じた「研修計画」（日々の日本語学習計画）が策定されていることを事前

ることを事前に確認すること。

(別添 7) (略)

(別添 8)

社会福祉法人新会計基準研修事業 実施要領

1 目的

社会福祉法人の会計処理については、様々なルールが併存していたことを踏まえ、会計処理基準を一元化し、経営実態をより正確に反映するために、新たな社会福祉法人会計基準（以下「新会計基準」という。）を制定することに伴い、新会計基準の適切な運用が図られるよう必要な知識を修得させることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市又は中核市とする。

3 事業内容

実施主体は、社会福祉法人の会計担当職員及び監事等を対象に、新会計基準の会計処理の基本的な考え方、その取扱いなど、適切な運用が図られるよう必要な知識を修得させる研修を行う。

4 事業の実施

に確認すること。

なお、本「研修計画」は、集合研修（日本語定期研修）において提示された「学習方針」等を基に策定されていることを確認すること。

(別添 7) (略)

(1) 研修の計画及び実施にあたっては、必要に応じ公認会計士等の会計専門家と連携するなど、内容の充実、効果的な実施に努めること。

(2) 法人設立準備中の団体など、必要と認めた者に研修を受講させることができるものとする。

(3) 実施主体が主催する社会福祉法人に対する研修会等と併せて実施することは差し支えないこと。

5 その他

本研修会への参加に要する旅費は、受講者の自己負担とする。

(別添9) 消費生活協同組合指導監督事業実施要領 (略)

(別添10) 災害救助対策等事業実施要領 (略)

(別添11) 日常生活自立支援事業実施要領 (略)

(別添12) 運営適正化委員会設置運営事業実施要領 (略)

(別添13)
地域福祉推進特別支援事業実施要領 (略)

1 目的 (略)

2 事業内容

(1) 地域福祉推進のための先駆的・試行的事業

(別添8) 消費生活協同組合指導監督事業実施要領 (略)

(別添9) 災害救助対策等事業実施要領 (略)

(別添10) 日常生活自立支援事業実施要領 (略)

(別添11) 運営適正化委員会設置運営事業実施要領 (略)

(別添12)
地域福祉推進特別支援事業実施要領 (略)

1 目的 (略)

2 事業内容

(1) 地域福祉推進のための先駆的・試行的事業

ア～イ (略)

ウ 社会福祉推進事業

平成22年10月14日社援発1014第2号厚生労働省
社会・援護局長通知の別添「社会福祉推進事業実施要領」に
基づくものとする。

(2) 地域福祉活動等を活性化する事業
(略)

(別添14) 安心生活創造事業実施要領 (略)

(別添15)

ひきこもり対策推進事業実施要領

1 目的 (略)

2 実施主体 (略)

3 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) センターの事業内容

ア ひきこもり本人又は家族等（以下「対象者」という）から
の相談

対象者からの電話、来所等による相談に応じ、適切な助言
を行うとともに、家庭訪問を中心とするアウトリーチ型の支
援を行うものとする。

ア～イ (略)

ウ 社会福祉推進事業

別に定める社会福祉推進事業実施要領に基づくものとする。

(2) 地域福祉活動等を活性化する事業
(略)

(別添13) 安心生活創造事業実施要領 (略)

(別添14)

ひきこもり対策推進事業実施要領

1 目的 (略)

2 実施主体 (略)

3 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) (略)

(2) センターの事業内容

ア ひきこもり本人又は家族等（以下「対象者」という）から
の相談

対象者からの電話、来所又は必要に応じて訪問等による相
談に応じ、適切な助言を行うとともに、対象者の相談内容等
に応じて、医療・保健・福祉・教育・労働等の適切な関係機

また、対象者の相談内容等に応じて、医療・保健・福祉・教育・労働等の適切な関係機関へつなぎ、当該機関と情報交換を行うなど、対象者の支援の状況把握に努めるとともに、適切な支援方法について検討を行うものとする。

イ～エ（略）

（3）実施体制

ア ひきこもり支援コーディネーターの配置

センター1か所当たり、原則、ひきこもり支援コーディネーターを2名以上配置するものとし、このうち専門職を1名以上配置するものとする。

専門職は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格を有する者とする。ただし、これによりがたい場合はこれらと同等に相談等業務を行うことのできる者とする。

イ（略）

4 対象者（略）

5 実施上の留意事項（略）

（別添16）地域生活定着支援事業実施要領（略）

（別添17）ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業実施要領（略）

関へつなぐ。

なお、必要に応じて当該機関と情報交換を行うなど、対象者の支援の状況把握に努めるとともに、適切な支援方法について検討を行うものとする。

イ～エ（略）

（3）実施体制

ア ひきこもり支援コーディネーターの配置

センター1か所当たり、原則、ひきこもり支援コーディネーターを2名配置するものとし、このうち専門職を1名以上配置するものとする。

専門職は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格を有する者とする。ただし、これによりがたい場合はこれらと同等に相談等業務を行うことのできる者とする。

イ（略）

4 対象者（略）

5 実施上の留意事項（略）

（別添15）地域生活定着支援事業実施要領（略）

（別添16）ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業実施要領（略）

(別紙1 8) 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業実施要領 (略)

(別添1 9) 身近な地域での日本語教育支援事業実施要領 (略)

(別添2 0) 自立支援通訳等派遣事業実施要領 (略)

(別添2 1) 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業実施要領 (略)

(別添2 2) 支援給付適正実施推進事業実施要領 (略)

(別紙1 7) 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業実施要領 (略)

(別添1 8) 身近な地域での日本語教育支援事業実施要領 (略)

(別添1 9) 自立支援通訳等派遣事業実施要領 (略)

(別添2 0) 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業実施要領 (略)

(別添2 1) 支援給付適正実施推進事業実施要領 (略)